

○静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程

平成18年12月20日

訓令第20号

企業局管理規程第19号

教育委員会訓令第14号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

(設置)

第1条 静岡市が発注する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて実施する事業及びこれに関連して発注する委託業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者(以下「入札参加者等」という。)の選定等を適正かつ合理的に行うため、静岡市特定委託業務等業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。
- (2) 入札参加者等の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には財政局に関する事務を担任する副市長を、委員には財政局長、観光交流文化局長、環境局長、保健福祉長寿局長、経済局長、都市局長、建設局長、上下水道局長及び教育委員会事務局教育局長の職にある者並びに財政局次長、経済局農林水産部長、都市局次長、都市局建築部長、建設局次長、建設局道路部長、上下水道局水道部長及び上下水道局下水道部長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、第3条に規定する委員会の構成員（以下「委員会の構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員会の構成員の3分の2以上の賛成で、決定しなければならない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

5 委員会の審議対象業務等の施行担当課長は、自ら委員会に出席し、又は指定する職員を委員会に出席させて、業務概要等の説明を行うものとする。

6 会議は、公開しない。

(委員会審議の省略)

第6条 第2条各号に規定する審議事項のうち、軽易なものとして委員長があらかじめ指定するものについては、委員会の審議を省略し、次条第1項の部会の審議をもって代えることができる。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置く。

2 部会は、委員会の審議案件ごとに、当該審議事項を所管する課かいの直近上位の内部組織を基準として設置する。

3 部会の審議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員会の審議対象契約に係る入札参加者等の選定案に関すること。
- (2) 委員会に付議すべき事項のうち、事前審議の必要があると認められるもの
- (3) 前条に規定する委員長があらかじめ指定する審議事項の審議に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部会長が必要があると認める事項

(部会の組織)

第8条 各部会の部会長は、静岡市事務分掌規則(平成17年静岡市規則第10号)第22条第1項に規定する局次長若しくは部長若しくは同規則第26条第1項に規定する事務局長、静岡市役所事務分掌規則(平成17年静岡市規則第11号)第5条第1項に規定する副区長、静岡市会計管理者の補助組織に関する規則(平成17年静岡市規則第19号)第4条第1項に規定する会計室長、静岡市消防局の組織等に関する規則(平成15年静岡市規則第245号)第5条第

1 項に規定する消防次長、静岡市上下水道局事務分掌規程（平成 15 年静岡市企業局管理規程第 6 号）第 4 条第 1 項に規定する局次長若しくは部長、静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 17 年静岡市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する局次長又は静岡市議会事務局処務規程（平成 15 年静岡市議会告示第 8 号）第 2 条に規定する事務局長にある者をもって充てる。

- 2 各部会に所属すべき部会員は、部会長が指定する職にある者をもって充てる。
- 3 各部会長は、前項の規定に基づき、毎年度当初に部会員を指定し、その結果を財政局財政部契約課長に報告するものとする。

（部会の会議）

第 9 条 部会の会議の運営方法については、第 5 条の規定を準用する。

- 2 部会長は、あらかじめその職務を代理する者を定めるものとする。

（庶務）

第 10 条 委員会に関する庶務は財政局財政部契約課、各部会の庶務は部会長が定める課かいにおいて処理する。

（雑則）

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 14 号／企管規程第 12 号／教育訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 2 日訓令第 25 号／企管規程第 23 号／教育訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日訓令第 14 号／企管規程第 7 号／教育訓令第 4 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 22 日訓令第 15 号／上下管規程第 9 号／教育訓令第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 25 号／上下管規程第 13 号／教育訓令第 13 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 15 号／上下管規程第 10 号／教育訓令第 6 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第5号／上下管規程第5号／教育訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第31号／上下管規程第10号／教育訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第8号／上下管規程第12号／教育訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第9号／上下管規程第12号／教育訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。